

お子さんの行動で悩んでいませんか？

- 「努力しているけれど、特定の教科の内容が身に付きません。」
- 「待つことや、集中するのが苦手で、落ち着きがありません。」
- 「友だちと仲良くすることが苦手で、よくトラブルを起こします。」

一人で悩まないで！

子どもたちは、支援を必要としています。

子ども自身が困っていることについて、保護者と学校がともに考え、計画的・継続的な支援を行うことが大切です。

一人ひとりに応じた支援をします

各学校では、一人ひとりの子どもに必要な指導及び支援を考え、個に応じた教育を進めるため、推進の役割を担う「特別支援教育コーディネーター」を中心に、校内のLD等を含む障がいのある児童生徒に対する支援体制をつくり、学校全体で特別支援教育に取り組みます。

特別な支援を必要とする児童生徒

通級による指導

LD (学習障がい)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を言います。

ADHD (注意欠陥/多動性障がい)

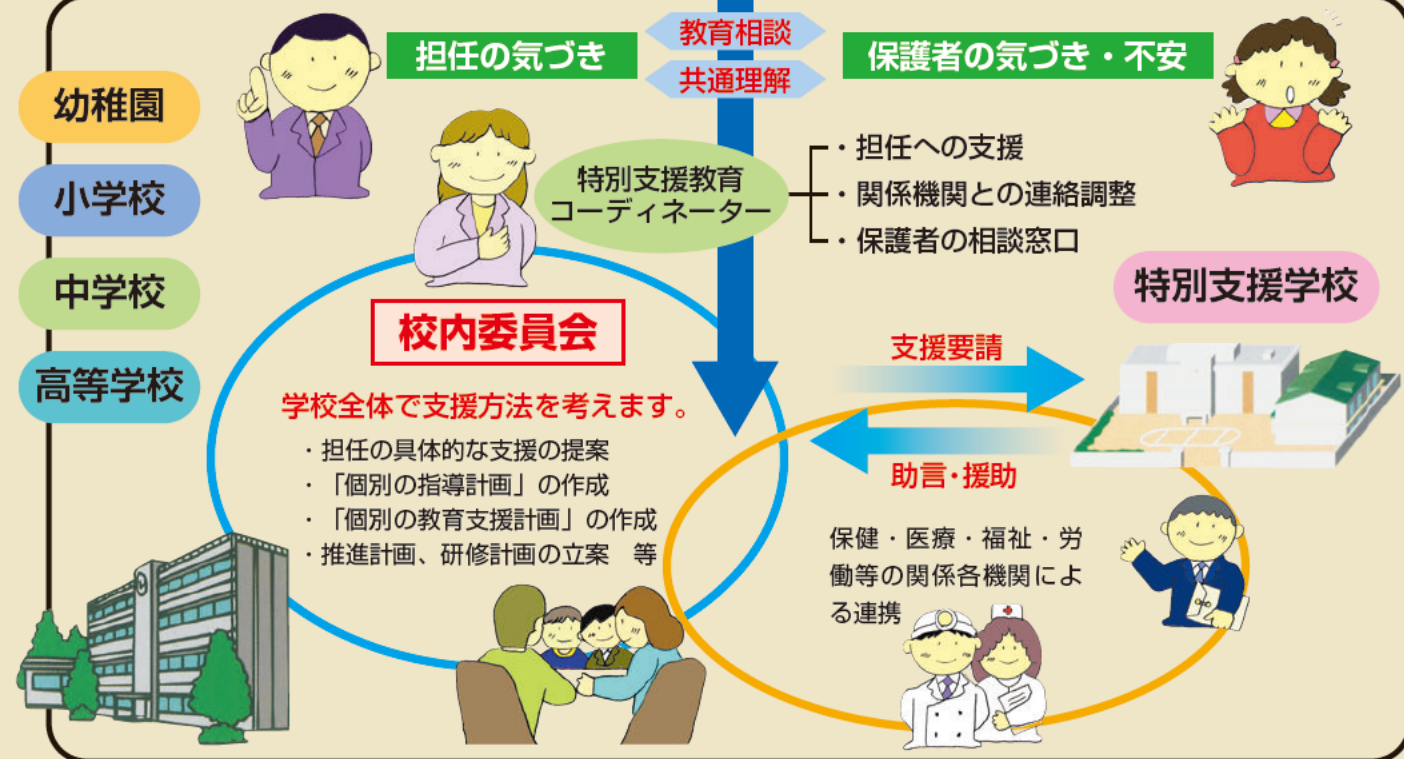
年齢あるいは発達に釣り合いのない注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすような障がいを言います。

特別支援学級

通常の学級

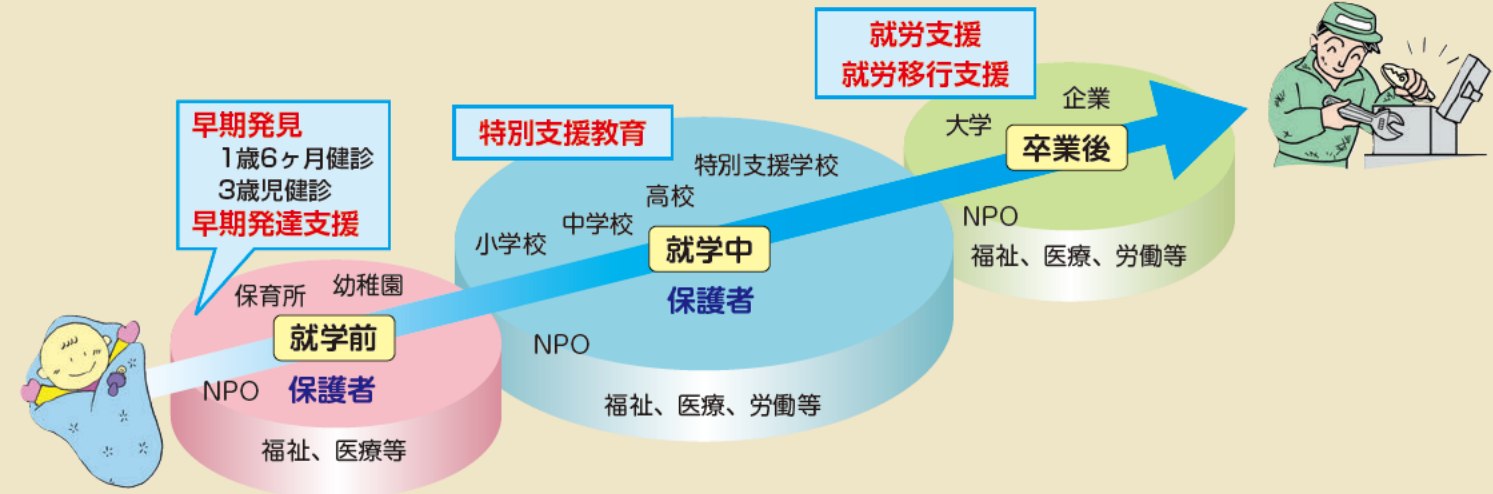
高機能自閉症など (アスペルガーを含む)

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを言います。



早期から一貫した支援に取り組みます

就学前、就学中、卒業後のステージごとに保護者、各機関の連携により「個別的教育支援計画」を作成し、早期からの切れ目のない支援体制を築きます。



Q1. 小・中学校の「障がい児学級」はどうなりますか。

A. 「特別支援学級」になります。これまでと同様に、障がいのある児童生徒を対象として、個に応じたきめ細やかな指導を実施します。
教育活動の中で、通常学級との「交流および共同学習」を積極的にすすめます。

Q4. 「通級指導教室」って何ですか。

A. 「通級による指導」(通称、「通級指導教室」)では、軽度の障がいのある児童生徒が大半の授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態に応じて、週1~8時間の個別指導等の特別な指導を受けることができます。

Q2. 「盲・聾・養護学校」はどうなりますか。

A. 県内全ての盲・聾・養護学校は「特別支援学校」となり、複数の障がい種別に対応した教育を行います。
「特別支援学校」は、これまで培ってきた専門性や施設・設備の機能を生かし、地域のセンター校として、幼稚園、小・中学校、高等学校を支援します。

Q5. 子どもに関する相談先を教えてください。

A. 障がいのある子どもに関する相談は、教育を含め、医療・福祉などの各専門機関に設置されています。まず、お近くの関係機関や県総合教育センターの窓口にご相談ください。
また、内容による担当窓口の案内は、県教育委員会特別支援教育室でも行いますので、ご連絡ください。
就学については、市町教育委員会等で「就学相談」を行っていますので、まず相談窓口にご連絡ください。
就学先については、教育や医学、心理学等の専門家の意見を参考に、個々の子どもの適切な就学先を一緒に考えていきます。

Q3. LD等の児童生徒にどのように支援するのですか。

A. これまでも、児童生徒の座席位置の配慮、教材の提示や工夫、放課後の個別指導などの対応を進めてきました。
今後は、全校体制のもとで、特別支援学校や医療、福祉機関などと連携しながら、適切な教育的支援に取り組みます。

相談窓口は、裏面へ